

優秀賞 熊本地 来 弘 様 (70 代)

我が家は、私、妻、高校 1 年生の孫の 3 人家族で、3 人とも年金制度の恩恵にあずかっている。私は老齢基礎年金と老齢厚生年金、妻は障害年金と老齢厚生年金、孫は遺族年金をそれぞれ受給している。

妻は、熊本地震から約 1 か月後の平成 28 年 5 月に、仮住まいのアパートの台所で脳出血を発症し倒れた。幸いなことにちょうど娘と孫が買い物から帰ったところだったので、すぐに救急車を呼び病院に搬送され、開頭手術で一命をとりとめた。

しかし、右手足の障害と失語症という後遺症が残った。

私は既に年金受給者だったので、時々年金のホームページを見ていた。そこで障害年金のことを知り、妻は受給資格があるのか調べてみた。手足の障害と失語症という 2 種類の障害は、それぞれの認定基準では認定に満たないものの、併合認定という認定基準を満たしていそうだったので申請してみることにした。身体障害と言語障害の 2 種類の診断書をもらって申請し、結果を待った。

申請から約 3 か月後に認定の通知が届いたときはほっと安堵した。

後遺症で日常生活に支障があるものの、その代償として得られた障害年金はたいへんありがたかった。

その後、我が家なりの平穏な暮らしが続いていたが、令和元年の暮れ近くに、娘が腫瘍に侵されていることがわかった。娘は、子供が生まれて間もない頃に離婚して、私たち夫婦と一緒に生活していた。1 年ほど前から、時々腹部の痛みや微熱などの症状が出ていたため、かかりつけ医の紹介で大きな病院で検査してもらったところ、腹部の腫瘍が見つかった。大動脈を取り巻くようにできた肉腫で、摘出するにはかなりの大手術になるだろうと告げられた。3 月下旬に検査入院して、2 週間ほど後に手術を行うことになった。入院中は、新型コロナの影響で面会も出来ず、もっぱらスマホのテレビ電話でやりとりすることになった。手術当日は、病室から手術室に向かうエレベーター前でほんの数分間だけ対面することができた。娘に、「頑張って！大丈夫だよ。」と言うと、「うん」と頷いてエレベーターの中に消えた。

午前 9 時前から始まった手術が終わったのは、約 8 時間後の午後 5 時前だった。執刀された先生から、「腫瘍は全部取れました。」と告げられた時はうれしさのあまり涙がこぼれた。車で帰宅する途中は、心の中で何度も「バンザーイ！

バンザイー！」と叫んだ。

術後の経過も順調で、ゴールデンウィーク前に退院することができた。退院日は妻と孫も一緒に迎えに行き、病院出口で久々の対面となり、全員、周囲もはばからず、うれし涙を流しながら喜び合った。

自宅療養に入ってから、回復は順調のように見えたが、6月になったころ、背中痛みなどを訴えるようになった。病院に電話で状況を伝えたところ、明日にでも検査できるので来てください、と言われ、早速翌日に病院を訪れた。検査の結果は、恐れていた転移だった。そのまま入院となり、精密検査が始まった。3週間ほどして、担当医から説明があるというので妻と2人で病院に向かった。

先生から、「転移した腫瘍は、入院からわずかな期間のうちに大きくなってきました。今の段階では外科的手術は無理なので抗がん剤での治療を始めます。」と告げられた。

それからは、治療のために入退院を繰り返していたが、抗がん剤の効果は見られず、新たに肝臓への転移も見つかった。娘は、目に見えて衰弱していった。

8月の終わりごろ、先生から今後の治療方針について説明があった。緩和ケアを進めていくとのことだった。

「深刻な状況なんでしょうか。」と尋ねると、「年を越せるかどうか。」という返事に、心の中で浮き沈みしていた“覚悟”が決まった。

11月初旬、結果的に最期となった夜は、コロナ禍にもかかわらず病院の配慮で、家族全員で朝まで病室で過ごすことができた。娘はモルヒネが効いているのか、呼びかけに反応することもなく目を閉じて寝ていた。孫はいつもより遅くまで起きていたが、日付が変わるころに眠ってしまった。

翌朝、家族3人に看取られて、娘は静かに息を引き取った。39歳という若さで人生を終えてしまった。息子の成長を楽しみにしていたのに、さぞかし無念だったに違いない。

葬儀を終えて何日かして、孫の保護者としての各種手続きのため区役所を訪れた。手続きの最中に窓口の担当者から、「お孫さんは遺族年金がもらえると思いますよ。年金事務所に出向いてみてください。」と言われ、そうであればありがたいことだと思った。

とりあえずネットで調べてみると、受給要件のひとつに、亡くなった月の前々月までの直近1年間に国民年金の保険料に未納がないこと、とあった。娘は勤め先のヘアサロンが熊本震災の影響で営業の目途がたたないため、一旦、退職せざ

るを得なかった。職を失ってからは失業手当で生計を維持していたものの、私からの支援も必要としていた。

そんな暮らしぶりを思うと、国民年金の保険料をちゃんと払っていたらどうかと不安になった。何か手掛かりはないかと、娘の部屋の書類入れの中を見ていくうちに“それ”はあった。

「ねんきん定期便」のはがきだ。納付状況の欄には“全額免除”とある。保険料の納付が経済的に困難な場合は、その旨申請して認められれば保険料の納付が免除される制度を利用して申請していた。

「ちゃんと手続きしてくれてありがとう。」心の中で娘に感謝した。

娘の命はどんな大金にも代えられるものではないが、残された孫にとって、18歳まで支給される遺族年金の蓄えは、将来の大きな経済的支えとなってくれることだろう。